

令和7年度首都圏における物産振興・魅力発信イベント実施事業 仕様書

この仕様書は、群馬県東京事務所（以下、「甲」という。）が実施する、首都圏における物産振興及び魅力発信イベント実施事業（以下、「本事業」という。）を委託するに当たり、その仕様等に関し必要な事項を定める。

1 事業名

令和7年度首都圏における物産振興・魅力発信イベント実施事業

2 趣旨及び目的

首都圏において、「物産展」を通じて群馬県の魅力的な物産情報等を広く発信するとともに、本県の魅力を広く効果的に発信する「魅力発信イベント」を開催することにより、本県の物産振興やイメージアップ等を図る。

3 委託期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

4 業務内容

受託者（以下、「乙」という。）は、甲に対し、物産展及び魅力発信イベントの開催に関する企画提案を行い、各業務の実施に当たっては、甲乙協議のうえで内容を決定する。

物産展及び魅力発信イベントの企画提案に当たっては、各業務の実施を通じて本県の物産振興及びイメージアップに寄与する内容とする。

(1) 「物産展」開催業務

ア 概要

首都圏において本県の魅力的な物産情報等を広く発信する物産展を開催する。

イ 開催場所等

開催場所等の目安は以下のとおりとする。

なお、開催場所の詳細については本事業の趣旨に沿って、甲乙協議の上、別に定める。

① 対象地域

首都圏（原則、東京都内）

② 開催回数

2回以上とし、開催回数が多い方が望ましい。

③ 対象施設

地方の物産品に対して高い関心を持つ顧客が多いと想定される百貨店・ショッピングモール等の商業施設や主要駅構内等

④ 会場面積

30品以上の物産品が陳列でき、PRブース（3か所程度）やパンフレット配架スペースが確保できること。

⑤ 開催日数

開催場所に応じた日数を提案すること。

⑥ 環境設備

飲食提供、実演販売、商品販売ができ、それらに関する許可の取得及び必要となる設備等の設営ができること。

ウ 物産展の企画及び運営

会場施設の管理者と協議の上、物産展の運営方法を取決め、以下の業務を実施する。

① 会場設営

会場ごとに物産展のテーマを設定した上で、定番商品や伝統工芸品の活用、効果的なディスプレイ等により本県の物産品をPRできるよう工夫すること。(テーマ例：群馬の野菜、群馬の肉、群馬の地酒、群馬の工芸品、群馬のお菓子 等)

会場装飾については甲が保有する資材(法被、のぼり旗、バナー、腰幕)は使用できる。新たに製作する場合は甲と調整すること。

② PRブース等の設置

甲と協力のうえ、次に掲げるPRブース等を設けること。なお、会場ごとに設けるブース等の内容や数の詳細は、甲との打合せにより決定する。

- ・甲が実施するテストマーケティング用ブース(長机2台程度)
- ・観光等PRブース(長机2台程度)
- ・移住相談等ブース(長机2台程度)
- ・パンフレット配架スペース

③ 販売商品等の募集、選定、管理

会場ごとのテーマに沿って、本県の名産品として定着している物産品や本県のイメージアップにつながる物産品を選定し、販売事業者等への連絡、催事期間中の管理運営、終了後の出納処理を行う。

なお、商品の選定にあたっては、別紙「物産展開催業務における商品選定基準」を参考にすること。

(2) 「魅力発信イベント」開催業務

ア 概要

首都圏において群馬県の魅力を広く効果的に発信するイベントを1回以上開催する。

イ 開催場所等

会場は東京都内とし、以下の事項を目安にPR効果の高い場所を提案すること。

なお、開催場所の詳細については本事業の趣旨に沿って、甲乙協議の上、別に定める。

① ターゲット(提案に応じて設定すること)

- ・首都圏在住のファミリー層、富裕層等
- ・インバウンド
- ・メディア、バイヤー等

② 開催日数

十分なPR効果を見込める開催日数を提案すること。

③ 環境設備

企画内容を実施するスペースや設備が確保でき、それらに関する許可の取得及び必要となる設備等の設営ができること。

ウ イベントの企画及び運営

本事業の趣旨を踏まえ、十分な集客が期待できるイベント内容、演出について企画すること。

なお、企画内容には以下の事項を組み入れるほか、来場者が楽しめる企画を提案すること。

① イベントの企画、実施

甲と協力し、観光パンフレット等の配架や動画放映等による観光PRに加え、本県の魅力を効果的に発信するイベントを企画のうえ実施する。

(イベント例)

県産農畜産物を使ったメニュー開発、伝統工芸品ワークショップ、ぐんまちゃんによるPR、足湯イベント、セミナー 等

② 物販スペース

「(1) ウ 物産展の企画及び運営」に準じた物販スペースを設置すること。

③ PRブース等の設置

甲と協力のうえ、次に掲げるPRブース等を設けること。なお、設けるブース等の内容や数の詳細は、甲との打合せにより決定する。

- ・甲が実施するテストマーケティング用ブース（長机2台程度）
- ・観光等PRブース（長机2台程度）
- ・移住相談等ブース（長机2台程度）
- ・パンフレット配架スペース

(3) 業務の管理運営・広報等

- ・統括責任者を配置し、業務全体のスケジュール管理を行い、関係者と密に連絡調整するとともに、会場施設の管理者から求められた管理・運営を行うこと。
- ・甲乙で打合せを実施した場合は、議事概要をまとめた資料を乙が作成すること。
- ・提案したイベント内容等を実施するために必要な人員や機材、消耗品を手配すること。また、イベントで必要となる進行台本等は甲乙協議のうえで、乙が作成すること。
- ・甲が実施するノベルティ配布及びアンケート収集に協力すること。
- ・イベント参加事業者等の手配・アテンド、各種調整、経費の支払い等を行うこと。
- ・集客力を向上するよう、各種メディアやSNS等を活用した効果的な広報を行うこと。また、事前広報用のチラシ、ポスター等を必要部数制作すること。なお、広報には、「(1) ウ② PRブース等の設置」及び「(2) ウ③ PRブース等の設置」に掲げる各ブースについても積極的に掲載し、周知するよう努めること。
- ・甲が広告宣伝等を実施する際に使用できる素材を用意すること。
- ・その他、本事業の目的のために予算の範囲内で実現可能な事項があれば提案を行うこと。

5 実績報告

乙は、本事業終了後、甲が指定する日までに以下の内容を記載した業務完了報告書を提出すること。

- ①各業務の開催内容（販売事業者、商品名・数、来場者数、購入者の数・属性、売上額等）
- ②各業務の実施風景を撮影した静止画データ等

6 その他

- (1)「4 業務内容」に記載した業務の執行、労務管理及びその他本事業に関連した業務の遂行にあたり、関係法令を遵守し、諸手続を行うものとする。
- (2)仕様書に記載のない事項及び内容の詳細、並びに本事業の実施に際して疑義が生じた場合の対応については、甲乙協議うえ決定するものとする。
- (3)本事業により作成された成果物に関する全ての権利は、群馬県東京事務所に帰属する。

(別紙)

物産展開催業務における商品選定基準

1 物産展に関する基本的な考え方

会場ごとにテーマを設定し、群馬県の名産品として定着している物産品の販売等を通じ、本県の物産振興及びイメージアップに寄与する内容とする。

2 選定商品の対象範囲

(1) 県指定物産品

県は、群馬県を象徴する以下の物産品を「県指定物産品」として指定する。

県指定物産品は、会場ごとのテーマに応じて優先的に取扱うこととする。

【県指定物産品】

焼きまんじゅう、県産農畜産物、うどん、シルク製品、地酒、高崎だるま、上毛かるた

(2) その他の物産品

- ① 群馬県優良県産品に認定されている物産品
- ② GUNMA QUALITY（ぐんま県産農畜産物統一ロゴマーク）を使用している物産品
- ③ 群馬県ふるさと伝統工芸品に指定されている物産品
- ④ 現代の名工、ふるさと伝統工芸士等により製作された物産品
- ⑤ 国際的、全国的な食品コンクール等において優秀な成績を収めた物産品
- ⑥ 県全域を対象とする組合等及び県内市町村の商工団体から推奨のあった物産品
- ⑦ 公益財団法人群馬県観光物産国際協会から推奨のあった物産品
- ⑧ ぐんまちゃんグッズ
- ⑨ その他、以下のいずれかに該当する物産品

ア 商品の主要な原材料が群馬県産であって、商品の製造又は加工の最終段階が県内事業者によって行われていること。

イ 商品の主要な原材料が群馬県産であって、県外の事業者により製造又は加工された商品の場合は、商品の販売が県内事業者によって行われていること。

ウ 商品の主要な原材料が県外産であっても、その製造又は加工の最終段階を県内事業者が行っているか、若しくはその販売を県内事業者が行っていること。ただし、群馬県らしさを有し、群馬県の魅力発信につながる商品であること。

3 商品の取引条件等

仕入れ方法や取引価格等の諸条件については、本事業受託者と各事業者との間で協議により決定するものとする。